

長崎県次期産業振興計画策定補助業務委託 仕様書

1. 業務名

長崎県次期産業振興計画策定補助業務委託

2. 業務の目的

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする本県の産業振興計画である現行の「ながさき産業振興プラン2025」の後継計画の策定へ向け、本県産業を取り巻く国内外の情勢、本県産業の抱える課題、ポテンシャル等を各種データに基づき分析するとともに、県内の二次、三次産業に従事する事業者や各産業支援機関等の声や県内外の有識者等の意見をとりまとめる等、実行性の高い計画となるよう支援する。

3. 委託業務の内容

以下の(1)～(7)及びその他本業務遂行に当たって必要な業務一式。

【調査・分析】

〔調査内容〕

- (1) 本県産業の現状や強み、弱み等の調査・分析（企業経営面、人材面等を含む）
- (2) 県内事業者の抱える課題や経営戦略等の調査・分析
- (3) 本県産業の活性化へ向けた、国内外における成長産業・市場等に関する調査・分析
- (4) 国や他自治体等による振興策や成功事例等に関する調査・分析

〔調査手法〕

- ① 各種統計データ・文献等調査
 - ・ 本県において既に有する統計データ（国等により公表されているもの）及び分析結果については提供可能。
- ② 県内事業者へのアンケート調査
 - ・ 県内の第二次、第三次産業従事事業者2,000社程度を抽出し、アンケートを実施。
 - ・ 本県が有する事業者リスト（2,000社程度）について提供可能（ただし、調査の趣旨に相応しい事業者の選別・抽出は受託者において行う。）。
 - ・ 調査票の郵送（返信含む）に係る経費は県が負担する。
- ③ 専門家(有識者)へのヒアリング調査
 - ・ 今後の成長産業や成長市場、産業振興策等に造詣の深い有識者（専門家）10名程度へのヒアリングを実施（半導体関連、航空機関連、海洋エネルギー関連産業、造船業、食料品製造業、産業人材育成・確保等、本調査の趣旨に相応しい知見を有する有識者を想定）。
 - ・ 上記調査へは必要に応じて県の担当者が同行する。
 - ・ 専門家（有識者）への謝礼は県が負担する。

【策定会議の運営】

- (5) 外部有識者（20名程度）からなる「次期産業振興計画策定有識者会議（仮）」（契約期間中3回程度開催の予定）の運営
 - ① 会議運営等の補佐
 - ・ 会議に使用する資料は受託者の協力を得ながら県にて作成する。

- ・ 外部有識者への謝礼は県が負担する。

② 議事録作成

【調査・分析結果の整理、施策の提案】

- (6) 上記(1)～(5)により得た情報等を整理（可能な限りグラフ、表、フロー図等を用いて整理）
- (7) 本県産業が目指すべき方向性の提示とその実現へ向けた産業労働施策（行動計画）の提案
 - ① 行動計画は令和8年度以降5カ年度の行動計画とし、次期長崎県総合計画の柱建てを踏まえながら構成
 - ② 行動計画は行動主体（県内企業、行政、支援機関など）ごとに整理

4. 契約期間

契約日から令和8年3月31日（火）

5. 契約形態

契約形態は委託契約（請負型）とする。

6. 成果品及び納品時期

(1) 中間報告

- ① 内 容：3.(1)～(4)及び(6)の調査・分析結果の中間整理
- ② 提出期限：令和7年9月頃
- ③ 仕 様：A4判、カラー（データファイルにより提出）

(2) 検証調査報告

- ① 内 容：中間報告を県にて検証した後、深掘り・検証調査を指示したもの等について、再検証のうえ結果を報告
- ② 提出期限：別途指示（令和7年10月頃を想定）
- ③ 仕 様：A4判、カラー（データファイルにより提出）

(3) 最終報告

- ① 内 容：調査・分析結果、提案内容をパワーポイント等で50項程度に整理したもの及びその根拠となる調査分析に用いた各種データ
- ② 提出期限：別途指示（令和7年11月頃を想定）
- ③ 仕 様：A4判、カラー（データファイルにより提出）

(4) 納品場所

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 産業労働部 産業政策課 企画調整班

（担当：大津 電話 095-895-2614）

7. 支払方法

委託料は、業務完了検査に合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。

8. 業務の報告

受託者は、業務に関する活動及び進捗状況を随時、産業政策課へ報告すること。

9. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年 7 月 12 日長崎県条例第 38 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10. 知的財産権の取扱い

受託者は、本委託業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処すること。

11. 著作権の譲渡

受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する著作権に該当する場合は、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を当該著作物の引き渡しの時に県に無償で譲渡すること。

12. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、書面により県の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

13. その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、県及び受託者の協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議したうえで行うこと。